

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

平成27年 3 月30日規則第60号

最終改正：令和 2 年 7 月20日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 条例第 1 条第 4 号に掲げる職員のうち、専門委員及び執行機関の附属機関の委員その他の構成員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 組合全体にわたる重要施策に関する審議その他の極めて高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する職員 日額24,500円
- (2) 特に高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する職員 日額19,500円
- (3) 高度の専門的な知識経験を必要とする業務に従事する職員 日額16,500円
- (4) 専門的な知識経験を必要とする業務に従事する職員 日額13,500円

2 条例第 1 条第 4 号に掲げる職員のうち、前項に規定する職員以外のものの報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給日)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の組合規則で定める日は、毎月17日（1月にあっては、18日）とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」とい

う。) その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

(通勤に係る費用弁償)

第4条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員については、その費用弁償として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給することができる。

(1) 1週間当たりの職務に従事する日の日数が、常態として5日以上である職員 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第16条の規定による通勤手当の支給を受ける職員の例に準じて事務局長が定める額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 当該職員の通勤の実情に照らし最も経済的かつ合理的と事務局長が認める額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分      | 報酬額 |         |
|---------|-----|---------|
|         | 日額  |         |
| 産業医     | 日額  | 60,000円 |
| 健康管理担当医 | 日額  | 60,000円 |

附 則（令和2年7月20日規則第11号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。